

老人保健医療

健康な老後を送るためには歳をとってからでは遅すぎる

歳をとってからも健康な生活を送るためには、働き盛りのころから病気を予防し、また早目に病気を発見して治療し、ゆきとどいた健康管理を始めることが大切です。このため、市・区・町・村が中心になり、40歳以上の人を対象に予防から機能訓練まで、一貫したきめ細かい健康管理を行っています。

老人医療で診療を受けられた場合、油谷町から病院等へ支払われる医療費は、みなさんの加入されている医療保険と国の負担金などによってまかなわれています。健やかな毎日を過ごすためにも、平素の健康管理に十分心がけることが大切です。

老人保健で医療を受けるには

七〇歳以上（寝たきりの人は六五歳以上）のおとしよりは、老人保健法による医療を受けることとなります。お医者さんにかかるときは、

いままでの医療保険証（国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合など）に加え、健康手帳、医療受給者証を持って行くこととなります。

資格の取得と

手続き

老人保険法による医療資格の取得と手続きの方法は次のとおりです。



こんなとき	手続	き	いつまでに
70歳になったとき	保険証を添えて市、区、町、村長に届け出る。		70歳に到達後すみやかに
転入してきたとき	保険証を添えて市、区、町、村長に届け出る		14日以内に
転出するとき	健康手帳を添えて市、区、町、村長に届け出る		転出する前に
死亡のとき	死亡届出義務者が死亡者の健康手帳を添えて市、区、町、村長に届け出る		14日以内に
市内で居住地を変更したとき	健康手帳を添えて市、区、町、村長に届け出る		14日以内に
医療保険の加入資格を失ったとき	生活保護をうけるようになり医療保険の加入資格を失ったときは健康手帳を添えて市、区、町、村長に届け出る		すみやかに
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	国民年金証書、身体障害者手帳、診断書のいずれかに保険証を添えて市、区、町、村長に認定の申請をする		寝たきりになったとき

七〇歳資格の開始日

七〇歳の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

(例) 誕生日二月一日↓二月から
誕生日二月一〇日↓三月からの開始となります。

受診の際の注意

保険証、健康手帳、医療受給者証を病院等の窓口へ提出し、特別の事情がない限り診療時間内に診てもらいましょう。

病気にいかかったら早目に治療を受け、早く治しましょう。病院等を転々とすることはやめましょう。

同じ病気でちがう病院等にもかかっている場合は、そのことをそれぞれの医者へ相談しましょう。

自分で守ろう

自分の健康

平素から健康についての知識を身につけ、年一回は健康診査を受け、健康相談にもすすんで参加しましょう。

油谷町では次のように、毎月健康相談日を決めてみなさんの相談にに応じています。お気軽にお出かけください。

- 毎月七日午前中―川尻漁村センター
- 毎月一〇日午前中―宇津賀集落センター
- 毎月二〇日午前中―向津具公民館、午後―久原お堂
- 毎月第四金曜日午前中―丸文化センター

医療負担金は

● どの、保険医療機関でも受診できます。

● 受診のとき健康手帳と医療受給者証を、保険証といっしょに持って行ってください。

● 外来で治療を受けると、ひとつの医療機関ごとに八〇〇円支払います。たとえば、内科と歯科を同時に受けた場合、各々八〇〇円を支払います。入院は一日四〇〇円を退院まで支払うこととなります。